

平成 2 7 年

第 3 回 定例市議会

条例議案等参考

阿 久 根 市

議案 番号	件名	ページ
55	阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	1
56	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6

議案第55号参考 阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 <u>この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>6 <u>この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u></p> <p>7 <u>この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p>8 <u>この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>9（略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p><u>（保有特定個人情報の利用の制限）</u></p> <p>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認め</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報_____を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2～4（略）</p>

られるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のい
ずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情
報を提供してはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措
置要求)

第9条 実施機関は、第8条第2項第3号から第
6号までの規定に基づき、保有個人情報(保有
特定個人情報を除く。以下この条において同
じ。)を提供する場合において、必要があると
認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者
に対し、提供に係る個人情報について、その利
用の目的若しくは方法の制限その他必要な制
限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人
情報の適切な管理のために必要な措置を講ず
ることを求めるものとする。

(開示請求権)

第12条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保
有特定個人情報に係る請求をする場合にあっ
ては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代
理人又は本人の委任による代理人とする。以下
「代理人」という。)は、本人に代わって前項
の規定による開示の請求(以下「開示請求」と
いう。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 (略)

2 前項の場合において、開示請求をする者は、
規則で定めるところにより、開示請求に係る保
有個人情報の本人であること(前条第2項の規
定による開示請求にあっては、開示請求に係る
保有個人情報の本人の代理人____であること)
を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、
開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲
げる情報(以下「不開示情報」という。)のい
ずれかが含まれている場合を除き、開示請求者
に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者(第12条第2項の規定により
代理人____が本人に代わって開示請求をす
る場合にあっては、当該本人をいう。次号

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措
置要求)

第9条 実施機関は、前条第2項第3号____
から第6号までの規定に基づき、保有個人情報____

____を提供する場合において、必要があると
認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者
に対し、提供に係る個人情報について、その利
用の目的若しくは方法の制限その他必要な制
限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人
情報の適切な管理のために必要な措置を講ず
ることを求めるものとする。

(開示請求権)

第12条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以
下「法定代理人」という。)

____)は、本人に代わって前項
の規定による開示の請求(以下「開示請求」と
いう。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 (略)

2 前項の場合において、開示請求をする者は、
規則で定めるところにより、開示請求に係る保
有個人情報の本人であること(前条第2項の規
定による開示請求にあっては、開示請求に係る
保有個人情報の本人の法定代理人であること)
を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、
開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲
げる情報(以下「不開示情報」という。)のい
ずれかが含まれている場合を除き、開示請求者
に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者(第12条第2項の規定により
法定代理人____が本人に代わって開示請求をす
る場合にあっては、当該本人をいう。次号

<p>及び第4号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (3)～(7) (略)</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(他の法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第24条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>及び第4号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (3)～(7) (略)</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報_____が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(他の法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第24条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報_____が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

<p>該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 <u>代理人</u> は, 本人に代わって前項の規定による利用停止の請求 (以下「利用停止請求」という。) をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の場合において, 利用停止請求をする者は, 規則で定めるところにより, 利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること (前条第2項の規定による利用停止請求にあつては, 利用停止請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること) を示す書類を提示し, 又は提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第43条 この条例の規定は, 次に掲げる保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。) については, 適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 <u>法定代理人</u>は, 本人に代わって前項の規定による利用停止の請求 (以下「利用停止請求」という。) をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の場合において, 利用停止請求をする者は, 規則で定めるところにより, 利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること (前条第2項の規定による利用停止請求にあつては, 利用停止請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること) を示す書類を提示し, 又は提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第43条 この条例の規定は, 次に掲げる保有個人情報 _____ については, 適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

議案第56号参考 阿久根市手数料条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）
（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表第1（第2条関係）			
番号	手数料を徴収する事項	番号	手数料を徴収する事項
1～7 (略)		1～7 (略)	
8	個人番号の通知カードの再交付		
9～47 (略)		8～46 (略)	
	手数料の金額		手数料の金額
	1枚につき 500円		

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表第1（第2条関係）			
番号	手数料を徴収する事項	番号	手数料を徴収する事項
1～8 (略)		1～8 (略)	
9	個人番号カードの再交付	9	住民基本台帳カードの交付
10～47 (略)		10～47 (略)	
	手数料の金額		手数料の金額
	1枚につき 800円		1枚につき 500円

